

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和5年3月6日から令和5年3月23日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

環境部 ごみ減量課、環境事業所

#### (2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月23日まで

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) ごみ減量課

ア 契約事務において、契約書に貼付されていた収入印紙の金額に誤りがあった。

【印紙税法】

イ し尿くみ取り一時中止通知書において、不服申立に係る教示文の記載がされていないものがあった。

【廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第23条】

#### (2) 環境事業所

適正に処理されていると認められた。